第明三治二種十郵五便年物三月認十可日

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務一〇九）　一
○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（同一一〇）　二

〔公　告〕

諸事項

裁判所
　破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
　土地家屋調査士名簿登録等関係　九〇
地方公共団体
　行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　九一
会社その他　九二
会社決算公告　九三

省　令

○総務省令第百九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月十二日　総務大臣　原口　一博

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「周波数帯」を「周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システム（無線設備規則第49条の６の９で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）」に改める。

様式第四を次のように改める。

様式第４（第４条第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1　加入電話		
2　総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）		
3　中継電話（国際電話等であるものを除く。）		
4　国際電話等	国際電話	
	国際総合デジタル通信サービス	
5　公衆電話		
6　携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの	
	三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	
7　ＰＨＳ		
8　ＩＰ電話	当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則第９条第１項第１号又は第10条第１項第２号に規定する電気通信番号を使用するもの	
	当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則第９条第１項第１号又は第10条第１項第２号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの	
9　ＦＭＣサービス		
10　インターネット接続サービス（携帯電話・ＰＨＳ端末インターネット接続サービスであるものを除く。）		
11　ＦＴＴＨアクセスサービス	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	
	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの	